

伊丹市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市公告式条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

市の掲示場における条例の公布の手續等を電子化するほか、所要の改正を行うため。

伊丹市公告式条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第 号）

伊丹市公告式条例（昭和２５年条例第１８９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「地方自治法」の右に「（昭和２２年法律第６７号）」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第２条第１項中「とき」を「場合」に改め、同条第２項中「市役所」を「市ホームページ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合にあつては、市役所の掲示場に掲示して行うことができる。

第３条を次のように改める。

第３条 市長の定める規則を公布しようとする場合は、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

２ 前条第２項の規定は、前項の場合について準用する。

第４条第１項中「とき」を「場合」に、「して市長印をおさなければならない」を「しなければならない」に改め、同条第２項中「にこれを」を「の場合について」に改める。

第５条及び第６条を次のように改める。

第５条 市長以外の市の諸機関の定める規則を公布しようとする場合は、公布の旨の前文、年月日及び当該機関又は当該機関を代表する者の名を記入しなければならない。

２ 第２条第２項の規定は、前項の場合について準用する。

第６条 市長以外の市の諸機関の定める規程を公表し、又は告示を発しようとする場合は、規程の公表にはその旨の前文に、告示にはその本文に、それぞれ年月日及び当該機関又は当該機関を代表する者の名を記入しなければならない。

２ 第２条第２項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第２項中「市役所の掲示場」とあるのは「市役所の掲示場（当該機関の事務所が市役所の外にある場合にあつては、当該事務所の掲示場）」と読み替えるものとする。

第7条中「若しくは」を「又は」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に、「、規程をもって」を「又は規程で」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に発する告示について適用し、同日前に発した告示については、なお従前の例による。